

環境保護税の導入

2018年1月1日より排污費の徴収は廃止となり国家税務局が徴税する環境保護税が導入され各地で具体的な税額や申告書の書式等が公表されました。環境保護税は、四半期毎に申告が必要ですので、最初の申告は2018年1月分から3月分を2018年4月15日までに申告納付しなければなりません。

申告書の種類

- 【A類】** 汚染物自動観測設備による観測データ、観測機関が出す観測規範データ、汚染物排出係数及びマテリアルバランス法計算で汚染物排出量を計算する納税人
- 【B類】** A類以外のその他の納税人（「畜産養殖業、小型企業及び第三産業の水汚染物当量値」表の納税人及びサンプル推定方法で汚染物排出量を計算する納税人を含む）

作成する書類

A類	初回に同時に提出すべき書類
環境保護税納税申告表（A類）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護税基礎情報採集表 ・大気、水汚染物基礎情報採集表 ・固形廃棄物基礎情報採集表 ・騒音基礎情報採集表 ・生産 汚染物係数基礎情報採集表
環境保護税月額計算申告表（大気汚染用）	
環境保護税月額計算申告表（水汚染用）	
環境保護税月額計算申告表（固形廃棄物用）	
環境保護税月額計算申告表（騒音用）	
減免税明細計算報告表	
B類	
環境保護税納税申告表（B類）	

納税人と環境保護税に関する基礎情報に変化が生じたときは、速やかに主管税務機関に変更手続きをしなければならない。

税額計算

- ・大気及び水汚染物は汚染物排出量を換算した汚染当量数に適用税額を乗じて計算する。
- ・固形廃棄物は固形廃棄物の排出量に適用税額を乗じて計算する。
- ・騒音は国が定める基準値を超えたデジベル数に応じた税額とする。

汚染当量数は、汚染物の排出量を汚染当量値で割り計算する。

課税汚染物と当量値表が環境保護税法の付表二において①第一類水汚染物汚染当量値（10種類）②第二類水汚染物汚染当量値（51種類）③pH値、色度、大腸菌群数等の汚染物汚染当量値（4種類）④畜産養殖業、小型企業及び第三次産業の水汚染物汚染当量値（6種類）⑤大気汚染物汚染当量値（19種類）を定めています。

当量値一部（参考）

- ① 六価クロム 0.02 kg ② 化学的酸素要求量 (BOD₅) 0.5kg
- ③ pH値 5以上6未満 5 噸 0以上1未満及び13以上14未満 0.06 噸
- ④ 小型企業 1.8 噸 (汚水) ⑤ 二酸化硫黄 0.95kg

税額表

税目 (課税客体)	課税 単位	内容	税額表								
			環境保護税 税額表	北京市	天津市	大連市	青島市	上海市	蘇州市 無錫市	深圳市	重慶市
大気 汚染物	一単位 汚染当量数	二酸化硫黄	1.2元~12元	12元	10元	1.2元	6元	6.65元	6元	1.8元	2.4元
		窒素化合物					6元	7.6元			
		その他					1.2元	1.2元			
水 汚染物	一単位 汚染当量数	化学的酸素要求量	1.4元~14元	14元	12元	1.4元	3元	5元	7元	2.8元	3.0元
		アンモニア性窒素					3元	4.8元			
		第1類水汚染物					3元	1.4元			
		その他					1.4元	1.4元			
固形 廃棄物	1噸	石炭脈石	5元								
	1噸	選鉱くず	15元								
	1噸	危険廃棄物	1,000元								
	1噸	製錬くず、微粉炭、スラグ、その他固体廃棄物	25元								
騒音	1 d B超	工業騒音	350元/月								
	4 d B超		700元/月								
	7 d B超		1400元/月								
	9 d B超		2800元/月								
	10 d B超		5600元/月								
	16 d B超		11200元/月								

環境保護税法では税額表に幅を持たせており、各省各市の環境の状況に応じて税額決定につき裁量権を与えています。

免税項目

法律に基づき設立した都市污水処理場・生活ごみ処理場に排出された汚染物で国家及び地方の規定を超過していないものや納税者が総合的に利用する固形廃棄物で国家及び地方の保護基準を満たすもの等については、環境保護税を免税となります。